

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月29日
【会社名】	株式会社三井E&Sホールディングス
【英訳名】	Mitsui E&S Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 岳之
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目6番4号
【電話番号】	03(3544)3121
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 渡邊 耕一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目6番4号
【電話番号】	03(3544)3121
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 渡邊 耕一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2022年3月31日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行すること（以下「A種優先株式第三者割当」といいます。）を決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2022年3月31日付で臨時報告書を提出しておりますが、2022年6月28日開催の当社定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、A種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）及びA種優先株式第三者割当増資に係る各議案の承認が得られましたので、これらに関する事項等を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

(14) 第三者割当の場合の特記事項

8. 発行条件に関する事項

(15) その他

3【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

(4) 発行価額の総額及び資本組入額の総額

(訂正前)

発行価額の総額 9,000,000,000円

資本組入額の総額 4,500,000,000円

(注) 1. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は4,500,000,000円であります。

2. 当社は本取締役会において、A種優先株式第三者割当に係る払込みが行われることを停止条件とし、2022年6月30日を効力発生日として、資本金の額を46,884,954,321円、資本準備金の額を22,154,033,402円減少させること（以下「本資本金等の減少」といいます。）を予定しております。

(訂正後)

発行価額の総額 9,000,000,000円

資本組入額の総額 4,500,000,000円

(注) 1. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、増加する資本準備金の額は4,500,000,000円であります。

2. 当社は本株主総会において、A種優先株式第三者割当に係る払込みが行われることを停止条件とし、2022年6月30日を効力発生日として、資本金の額を46,884,954,321円、資本準備金の額を22,154,033,402円減少させること（以下「本資本金等の減少」といいます。）としておりましたが、本株主総会においてかかる承認を得ております。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

8. 発行条件に関する事項

(訂正前)

(前略)

当社としては、ブルータス・コンサルティングによる上記評価結果や、A種優先株式の発行条件が上記「2. 割当予定先の選定理由 A種優先株式第三者割当に至る経緯及び目的」に記載のとおり~~の~~当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で本A種優先株式割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、A種優先株式の払込金額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しておりますが、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が本A種優先株式割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様~~の~~意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

当社としては、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果や、A種優先株式の発行条件が上記「2. 割当予定先の選定理由 A種優先株式第三者割当に至る経緯及び目的」に記載のとりの当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で本A種優先株式割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、A種優先株式の払込金額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しておりますが、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が本A種優先株式割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することとしておりましたが、本株主総会においてかかる承認を得ております。

(後略)

(15) その他

(訂正前)

(前略)

2. A種優先株式の発行は、本株主総会において、本定款変更及び第三者割当の方法によるA種優先株式の発行に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

(訂正後)

(前略)

2. A種優先株式の発行は、本株主総会において、本定款変更及び第三者割当の方法によるA種優先株式の発行に係る各議案の承認が得られることを条件としておりましたが、本株主総会においてかかる承認を得ております。

以 上